



熊本県公報

号外 第 3 6 号
平成 25 年 10 月 31 日(木)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則	(税務課) 1
○熊本県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則	(〃) 9
訓 令	
○熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令	(税務課) 9

規 則

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 5 年 1 0 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 5 2 号

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県税条例施行規則(昭和 3 0 年熊本県規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 3 3 条の 8 第 3 項第 1 号中「財団法人日本自動車査定協会(」を「一般財団法人日本自動車査定協会(」に改める。

第 3 9 条の 9 第 1 項中「コードが記載された」を削り、同条第 2 項を削る。

別記第 3 号様式(表)中「第 7 2 条の 4 9 の 8、第 7 2 条の 4 9 の 1 0」を「第 7 2 条の 4 9 の 1 2 及び第 7 2 条の 4 9 の 1 4」に、「、第 4 1 条」を「及び第 4 1 条」に改め、同様式(裏)中「、年 7. 3 % (地方税法附則第 3 条の 2 第 1 項に規定する特例基準割合の適用がある年中においては、当該特例基準割合)の割合で計算した延滞金」を「年 7. 3 %の割合(各年の特例基準割合(地方税法附則第 3 条の 2 第 1 項に規定する特例基準割合をいう。以下同じ。))が年 7. 3 %の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年 1 %の割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7. 3 %の割合を超える場合には、年 7. 3 %の割合))を乗じて計算した金額に相当する延滞金額」に、「、年 1 4. 6 %の割合で計算した延滞金」を「年 1 4. 6 %の割合(各年の特例基準割合が年 7. 3 %の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合に年 7. 3 %の割合を加算した割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額」に改める。

別記第 3 号の 2 様式中「第 7 2 条の 4 9 の 8、第 7 2 条の 4 9 の 1 0」を「第 7 2 条の 4 9 の 1 2 及び第 7 2 条の 4 9 の 1 4」に、「、第 4 1 条」を「及び第 4 1 条」に改め、「経過する」の次に「日」を加え、「、年 7. 3 % (地方税法附則第 3 条の 2 第 1 項に規定する特例基準割合の適用がある年中においては、当該特例基準割合)の割合で計算した延滞金」を「年 7. 3 %の割合(各年の特例基準割合(地方税法附則第 3 条の 2 第 1 項に規定する特例基準割合をいう。以下同じ。))が年 7. 3 %の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年 1 %の割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7. 3 %の割合を超える場合には、年 7. 3 %の割合))を乗じて計算した金額に相当する延滞金額」に、「、年 1 4. 6 %の割合で計算した延滞金」を「年 1 4. 6 %の割合(各年の特例基準割合が年 7. 3 %の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合に年 7. 3 %の割合を加算した割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額」に改める。

別記第 3 号の 3 様式(裏)中「、年 7. 3 % (地方税法附則第 3 条の 2 第 1 項に規定する特例基準割合の適用がある年中においては、当該特例基準割合)の割合で計算した延滞金」を「年 7. 3 %の割合(各年の特例基準割合(地方税法附則第 3 条の 2 第 1 項に規定する特例基準割合をいう。以下同じ。))が年 7. 3 %の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年 1 %の割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7. 3 %の割合を超える場合には、年 7. 3 %の割合))を乗じて計算した金額に相当する延滞金額」に、「、年 1 4. 6 %の割合で計算した延滞金」を「年 1 4. 6 %の割合(各年の特例基準割合が年 7. 3 %の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合に年 7. 3 %の割合を加算した割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額」に改める。

別記第 3 号の 4 様式(裏 2)中「、年 7. 3 % (地方税法附則第 3 条の 2 第 1 項に規定する特例基準割合の適用がある年中においては、当該特例基準割合)の割合で計算した延滞金」を「年 7. 3 %の割合(各年の特例基準割合(地方税法附則第 3 条の 2 第 1 項に規

定する特例基準割合をいう。以下同じ。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額に、年14.6%の割合で計算した延滞金を「年14.6%の割合(各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額」に改める。

別記第3号の5様式(裏)及び別記第3号の6様式(裏)中「年7.3%(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用がある年中においては、当該特例基準割合で計算した延滞金を「年7.3%の割合(各年の特例基準割合(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合をいう。以下同じ。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額」に、年14.6%の割合で計算した延滞金を「年14.6%の割合(各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額」に改める。

別記第13号様式中「申告納付期限(年月日)」を「申告納期限」に、「納付の日」を「指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日」に、「ただし、地方税法」を「地方税法」に、「の日数に」に「年14.6%(申告納付期限の翌日から指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用がある年中においては、当該特例基準割合)の割合で計算した延滞金を「はその日数に」に「年7.3%の割合(各年の特例基準割合(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合をいう。以下同じ。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間経過後はその日数に」に「年14.6%の割合(各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額」に改め、「納付しなければなりません」の次に「ただし、計算方法が異なる場合もありますので、詳しいことは県央広域本部にお尋ねください」を加える。

別記第13号の2様式中「納入して」を「納入(付)して」に、「納入の日」を「指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日」に、「の日数に」に「年14.6%(この更正又は決定に係る指定納期限までの期間及びこの指定納期限の翌日から起算して1月を経過する日までの期間については、年7.3%(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用がある年中においては、当該特例基準割合)の割合で計算した」を「はその日数に」に「年7.3%の割合(各年の特例基準割合(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合をいう。以下同じ。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間経過後はその日数に」に「年14.6%の割合(各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)を乗じて計算した金額に相当する」に、「納入して」を「納入(付)して」に改める。

別記第14号様式中「旧3級品」を「旧三級品」に、「旧3級以外+旧3級」を「旧三級品以外+旧三級品」に、「納付の日」を「指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日」に、「の日数に」に「年14.6%(この更正又は決定に係る指定納期限までの期間及びこの指定納期限の翌日から起算して1月を経過する日までの期間については、年7.3%(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用がある年中においては、当該特例基準割合)の割合で計算した」を「はその日数に」に「年7.3%の割合(各年の特例基準割合(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合をいう。以下同じ。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間経過後はその日数に」に「年14.6%の割合(各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)を乗じて計算した金額に相当する」に改める。

別記第14号の2様式及び別記第14号の2様式(その1)中「納入(付)の日」を「指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日」に、「の日数に」に「年14.6%(この更正又は決定に係る指定納期限までの期間及びこの指定納期限の翌日から起算して1月を経過する日までの期間については、年7.3%(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用がある年中においては、当該特例基準割合)の割合で計算した」を「はその日数に」に「年7.3%の割合(各年の特例基準割合(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合をいう。以下同じ。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年1%の割合

を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間経過後はその日数に応じ年14.6%の割合（各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当する」に改める。

別記第14号の2の2の様式中「申告納付期限（ 年 月 日）」を「申告納期限」に、「納付日までの期間に応じ、年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%（地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用がある年中においては、当該特例基準割合）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を「1月を経過する日までの期間はその日数に応じ年7.3%の割合（各年の特例基準割合（地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合をいう。以下同じ。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間経過後はその日数に応じ年14.6%の割合（各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額」に改める。

別記第14号の2の3の様式中「納入（付）の日」を「指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日」に、「その日数に応じて年14.6%（この更正又は決定に係る指定納期限までの期間及びこの指定納期限の翌日から起算して1月を経過する日までの期間については、年7.3%（地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用がある年中においては、当該特例基準割合）の割合で計算した」を「はその日数に応じ年7.3%の割合（各年の特例基準割合（地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合をいう。以下同じ。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間経過後はその日数に応じ年14.6%の割合（各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当する」に改める。

別記第27号様式を次のように改める。

別記第 2 7 号様式(第 1 8 条関係)

様

年 月 日
熊本県 広域本部長
熊本県自動車税事務所長

督 促 状

納税者番号	調定年度	期別	課税区分	申告日／調定日
※	※			

税目	本税(円)	延滞金(円)
税目	本税(円)	延滞金(円)
税目	本税(円)	延滞金(円)
課税地	加算金(円)	重加算金(円)

あなたの県税が上記のとおり滞納になっていますから、下の記載事項を参照のうえ、納税通知書又は納付(納入)書により至急納付(納入)してください。

御案内

1 滞納処分

この督促状を発した日から起算して10日を経過した日まで完納されないときは、国税徴収法の規定による滞納処分の例により預金・給与その他の財産の差押えの処分を受けることになります。

2 延滞金の計算

延滞金は、次のとおり、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間はその日数に応じ年7.3%の割合(各年の特例基準割合(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合をいう。以下同じ。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)を乗じて計算し、その期間経過後はその日数に応じ年14.6%の割合(各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)を乗じて計算します。ただし、計算方法が異なる場合もありますので、詳しいことは広域本部にお尋ねください。

納期限の翌日

1 箇月

税金完納の日

年7.3%の割合(各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)	年14.6%の割合(各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)
---	--

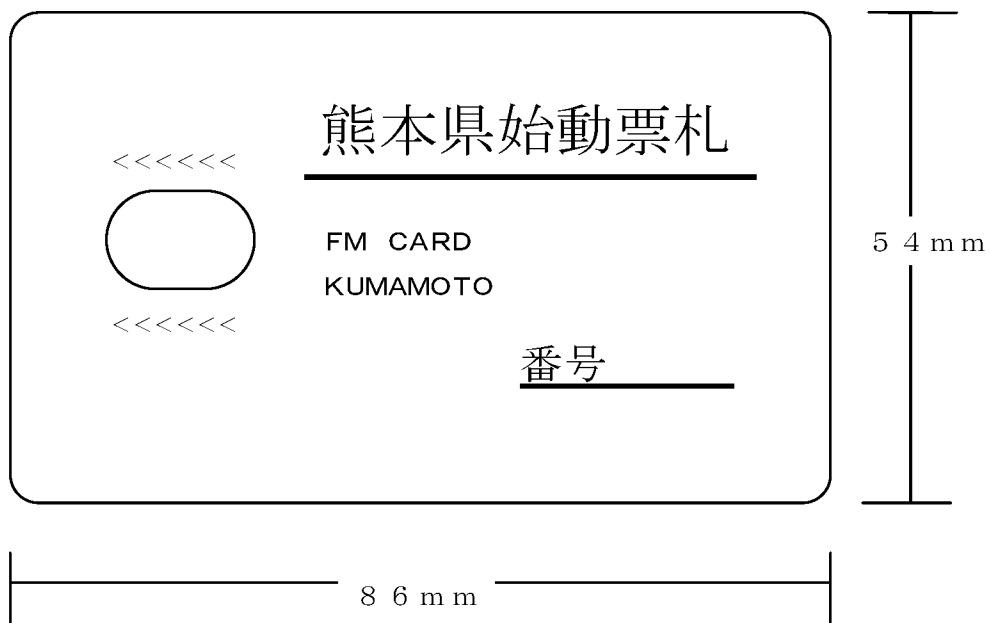
3 納付の場所

教示

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求することができます。
なお、審査請求書(2通)は知事宛てにして、当広域本部(自動車税事務所)を経由して提出してください。
- この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。
この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。
(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第47号様式中「財団法人結核予防会」を「公益財団法人結核予防会」に改める。
別記第60号の2様式及び別記第61号様式を次のように改める。

別記第60号の2様式(第39条の9関係)



別記第 6 1 号様式(第 3 9 条の 1 0 関係)

始 動 票 札 買 受 け 申 込 書

年 月 日

熊本県自動車税事務所長 様

住 所
取扱人 氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

次のとおり、始動票札を買い受けたいので申し込みます。

		金 額	摘 要
始動票札の額面	A	円	
月分 誤表示金額	B	円	
差引取扱金額(A-B)		円	
取 扱 手 数 料	$\frac{8}{1000}$ 分 D	円	
	$\frac{3}{1000}$ 分 E	円	
	(D + E) に 対 する 消費 税 及 び 地方 消費 税 の 相 当 額 F	円	
	合 計 D+E+F	円	
納 付 金 額 C - (D + E + F)		円	
		30億円までの分	30億円を超える分
前回までの累積取扱金額			計
今回取扱金額 (C)			
累積取扱金額			

別記第 6 2 号様式（裏）を次のように改める。

（裏）

始動票札買受け代金納付内訳		円
始動票札の額面	A	円
月分 誤表示金額	B	円
差引取扱金額 (A - B)	C	円
取 扱 手 数 料	$\frac{8}{1000}$ 分	円
	$\frac{3}{1000}$ 分	円
(D + E) に対する 消費税及び地方消費 税の相当額		円
合 計		円
納付金額 C - (D + E + F)		円

始動票札買受け代金納付内訳		円
始動票札の額面	A	円
月分 誤表示金額	B	円
差引取扱金額 (A - B)	C	円
取 扱 手 数 料	$\frac{8}{1000}$ 分	円
	$\frac{3}{1000}$ 分	円
(D + E) に対する 消費税及び地方消費 税の相当額		円
合 計		円
納付金額 C - (D + E + F)		円

領 収 証
上記の取扱手数料及び誤表示に係る金
額を受領しました。
年 月 日
熊本県自動車税事務所 出納員様
取扱人 住所 氏名 印

別記第 6 3 号様式を次のように改める。

別記第 6 3 号様式(第 3 9 条の 1 3 関係)

始 動 票 札 返 還 書		年 月 日
熊本県知事 様		
住所 取扱人 氏名 印 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)		
次のとおり、始動票札を返還しますので現金を還付してください。		
未表示金額		返還を必要とする理由
円		
計 A		
上記始動票札に係る誤表示金額 B		
取扱 手数 数料	$(A+B) \times \frac{\quad}{1000}$ C	
	C に対する消費税及び地方消費税の相当額 D	
差引還付額 A+B-(C+D)		
(注意)返還する始動票札及び誤って表示した収納印を添付してください。		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 (1) 第 3 3 条の 8 第 3 項第 1 号、別記第 3 号様式(表)の改正規定、別記第 3 号の 2 様式の改正規定(「第 7 2 条の 4 9 の 8、第 7 2 条の 4 9 の 1 0」を「第 7 2 条の 4 9 の 1 2 及び第 7 2 条の 4 9 の 1 4」に、「、第 4 1 条」を「及び第 4 1 条」に改める部分に限る。)及び別記第 4 7 号様式の改正規定並びに次項の規定 公布の日

- (2) 第39条の9第1項及び第2項の改正規定、別記第60号の2様式、別記第61号様式、別記第62号様式(裏)及び別記第63号様式の改正規定並びに附則第3項の規定 平成25年11月1日
- (3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成26年1月1日
(経過措置)
- 2 前項第1号に掲げる規定の施行の際現に改正前の熊本県税条例施行規則の規定により提出されている自動車税減免申請書は、改正後の熊本県税条例施行規則の規定により提出された自動車税減免申請書とみなす。
- 3 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際現に改正前の熊本県税条例施行規則の規定により提出されている申込書その他の書類は、改正後の熊本県税条例施行規則の規定により提出された申込書その他の書類とみなす。

熊本県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第53号

熊本県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県産業廃棄物税条例施行規則(平成17年熊本県規則第3号)の一部を次のように改正する。

別記第11号様式中「納入(付)の日」を「指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日」に、「の日数に応じて年14.6%(この更正又は決定に係る指定納期限までの期間及びこの指定納期限の翌日から起算して1月を経過する日までの期間については年7.3%(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用がある年中においては、当該特例基準割合))の割合で計算した」を「はその日数に応じて年7.3%の割合(各年の特例基準割合(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合をいう。以下同じ。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間経過後はその日数に応じて年14.6%の割合(各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)を乗じて計算した金額に相当する」に改める。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第31号

本庁各部(公室・局)課(センター)
各 地 方 出 先 機 関

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成25年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令
熊本県税事務取扱規程(昭和47年熊本県訓令第9号)の一部を次のように改正する。
別記第164号様式(表)並びに別記第186号様式(その1)(表)及び(その2)中「納付の日」を「1月を経過する日」に、「日数に応じ、年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間であって、地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用がある年中においては、当該特例基準割合))の割合」を「期間はその日数に応じて年7.3%の割合(各年の特例基準割合(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合をいう。以下同じ。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)で徴収し、その期間経過後はその日数に応じて年14.6%の割合(各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)」に改める。

別記第236号様式中「第96条」の次に「の規定」を加え、「2年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処されます」を「3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金に処され、又はこれを併科されます」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年1月1日から施行する。ただし、別記第236号様式の改正規定は、平成25年10月31日から施行する。